

令和7年度第12回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和7年度第12回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者はありません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は14名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、 ■ 番 ■ 、 ■ 番 ■ 両委員にお願いします。
議案第1号	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-14の案件について、 ■ 推進委員さんより報告をお願いします。
	■ 番	■ 地区担当の ■ です。受付番号3-14について、報告します。場所は ■ から ■ へ ■ の場所にあります。2月16日に ■ 農業委員と申請者の ■ 同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、町外に住んでおられ、耕作する意思がないため、譲受人が耕作地に近く、譲渡人との合意により今回所有権移転の申請をされました。申請者につきましては、現在意欲的に営農に取り組まれており、今回の申請も規模拡大のためですので、所有権移転をされても何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして3-15の案件について、 ■ 推進委員さんより報告をお願いします。
	■ 番	■ 地区担当の ■ です。受付番号3-15について、報告します。場所は ■ から ■ へ ■ の場所にあります。2月21日に ■ 農業委員と申請者の ■ 同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、高齢で耕作困難となり、また、後継者も町外に出られて後を継ぐ意思はないということで、譲渡人との合意により、今回所有権移転の申請をされました。譲受人につきましては、現在 ■ に住んでおられて、今回の申請地のすぐ隣の実家を拠点に、果実をメインに営農されています。収穫した果実については、182ステーションに出荷されています。現在意欲的に営農に取り組まれており、今回の申請も規模拡大のためですので、所有権移転されても何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

	議 長	ありがとうございました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	確認なのですが、3-14の案件ですが、■■■■■ですが、現況地目は田となっていますが、果樹か何かを植えられているのですか？
	事務局長	こちらの方は、■■■■■がブドウを栽培されております。引き続き、所有権移転が完了した後、譲受人と利用権設定をして■■■■■が耕作されると聞いています。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。■■■■■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番	■■■■■地区担当の■■■■■です。受付番号4-4について、報告します。場所は■■■■■から■■■■■の県道沿いの場所にあります。2月24日に■■■■■農業委員と申請者代理人の■■■■■同行のもと調査しました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。申請農地の申請者は、農業経営の規模拡大を行ったが、実家の作業場では狭いため、作業がはかどらないので、作業場が必要となりました。農地法の認識不足により、無断で既に土地造成を行い、農業用倉庫の建築を行っている土地です。この度、始末書を添付し、転用申請をされたものです。周辺農地への影響もなく、農振農用地区域の用途区分変更済の農地であり、何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらよろしくお願いいたします。
	■番	何回か通って見たことがあるのですが、中にはライスセンターのような設備を設置されているようですが、そういった場合には、農業用倉庫になるのか、農業用施設になるのか教えてください。
	事務局長	そこで、作業もされるということは聞いております。■■■■■でも農業法人を立ち上げられまして、申請者はその構成員にもなっておられ、乾燥させる建物がないので、いろいろ近くを探されて、結果としてここが一番いいということで決められています。名称とすれば倉庫として申請をされていますが作業もされるということも聞いております。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可

		<p>することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>ありがとうございました。挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
報告第1号	議長	<p>続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後1時56分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和8年3月27日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>